

平成24年4月1日施行（規程第52号）
平成26年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和5年7月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和6年8月1日一部改正
令和6年12月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

指定通所介護・介護予防通所サービス事業 栃尾デイサービスセンターいずみ苑運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人刈谷田福祉会が運営する栃尾デイサービスセンターいずみ苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態等にある高齢者（以下「ご利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護等を行い、ご利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とする。

（指定通所介護の運営の方針）

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定通所介護の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及びご家族との結びつきを重

視した運営を行うものとする。

- 4 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 22 号）」その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（介護予防通所サービスの運営の方針）

第 3 条 事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、ご利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 介護予防通所サービスの実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護予防通所サービスの実施に当たっては、ご利用者の心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）、保険医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、ご利用者ができることはご利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
- 4 前項のほか「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 27 年新潟県条例第 19 号）」又は「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成 29 年長岡市告示第 108 号）」その他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定通所介護と介護予防通所サービスの一体的運営）

第 4 条 指定通所介護及び介護予防通所サービスのサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 5 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 栃尾デイサービスセンターいずみ苑
- （2）所在地 長岡市栃尾泉 4 1 9 番地 2

(従業者の資格)

第6条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士、社会福祉主事（任用資格を含む。）
精神保健福祉士、介護支援専門員、一定の業務経験のある介護福祉士
- (2) 看護職員 看護師、准看護師
- (3) 機能訓練指導員 看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師
- (4) 介護職員 介護福祉士、介護員

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 2人以上
ご利用者及びご家族等に対する相談援助を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の関係機関等との連携を行う。
- (3) 看護職員 兼務2人以上
ご利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。
- (4) 機能訓練指導員 兼務2人以上
ご利用者が、心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
- (5) 介護職員 5人以上
ご利用者の介護を行い、入浴、排せつ、食事の介護等を行い自立した日常生活を営むための支援及び介護を行う。
- (6) 管理栄養士 兼務1人以上
ご利用者の心身の状況及び栄養や嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

(1) 営業日は通年とする。

(2) 営業時間は午前8時00分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

※ サービス提供時間とは、ご利用者を事業所に迎えて送り出すまでの間をいう。

(4) 延長時間は、午前8時00分から午前9時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第9条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 37名(通常規模型事業所)

(指定通所介護の内容)

第10条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 共通的サービス

ア 食事の介護支援

イ 入浴の介護支援

ウ 排せつの介護支援

エ 日常生活機能向上に関すること

オ 送迎

カ その他、日常生活上の介護支援

(2) 選択的サービス

ア 口腔機能向上に関すること

イ 栄養改善に関すること

ウ 個別機能訓練に関わること

(3) 相談・助言

ア 健康管理にかかわる相談・助言に関すること

(4) 提供にあたっての留意点

ア ご利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うために通所介護計画を作成する。また、通所介護計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計

画の変更を行う。

イ 通所介護計画に沿って、ご利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

ウ ご利用者に対する効果的な機能訓練や職員の負担軽減等を図るため、必要な設備及び備品等を備え、より質の高いサービスの提供に努める。

エ 自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努める。

オ 職員は、常にご利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排せつ等その他の日常生活上の世話、機能訓練等をご利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有するご利用者に対しては、ご利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整える。

カ 指定通所介護の提供に当たって、ご利用者の立場に立って懇切丁寧に行なうものとし、ご利用者又はその家族に対し、指定通所介護の提供方法について、理解しやすいように説明を行なうものとする。

(介護予防通所サービスの内容)

第11条 介護予防通所サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 共通的サービス

- ア 食事の介護支援
- イ 入浴の介護支援
- ウ 排せつの介護支援
- エ 日常生活機能向上に関すること
- オ 送 迎
- カ その他、日常生活上の介護支援

(2) 選択的サービス

- ア 口腔機能向上に関すること
- イ 栄養改善に関すること

(3) 相談・助言

- ア 健康管理にかかわる相談・助言に関すること

(4) 提供にあたっての留意点

- ア ご利用者の介護予防に資するよう、心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで必要な支援を行うために、介護予防通所サービス

計画を作成する。また、介護予防通所サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

イ 介護予防通所サービス計画に沿って、ご利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、サービスの提供を行う。

ウ ご利用者に対する効果的な運動機能向上や職員の負担軽減等を図るため、必要な設備及び備品等を備え、より質の高いサービスの提供に努める。

エ ご利用者が、主体的に事業に参加できるよう適切に働きかけを行う。

オ 自ら提供する介護予防通所サービスの質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努める。

カ 介護予防通所サービスの提供に当たって、ご利用者の立場に立って懇切丁寧に行なうものとし、ご利用者又はその家族に対し、介護予防通所サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料・その他費用の額)

第12条 指定通所介護等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」及び「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年長岡市告示第107号）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供する場合には、ご利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 保険対象外費用については、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用は、1食につき800円。

(2) おむつは、持参を原則とし、不足の場合は実費とする。

(3) 写真代は、希望時1枚につき50円。

3 利用料・その他の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して、事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 サービスの利用を中止する場合、その理由によりキャンセル料をいただくことがあるが、そのキャンセル料については、別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

長岡市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 ご利用者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) ご利用者は、事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) ご利用者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (3) ご利用者の所持金その他貴重品は、ご利用者自ら管理しなければならない。

(地域との連携)

第15条 事業所は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所は、ご利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市町村との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(緊急時の対応方法)

第16条 職員は、指定通所介護等の提供中に、ご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかにご家族・医療機関及び関係機関等に連絡し、適切な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、総合訓練を関係機関の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、ご利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。
- 3 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、ご利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該ご利用者のご家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、ご利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第20条 事業所は、提供した指定通所介護等に対するご利用者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業所は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を

報告するものとする。

(秘密保持)

第21条 事業所及び職員は、事業所が保有する個人情報について、個人情報保護法及び関係法令、法人の関係規則・規程を遵守し、適正な運用・管理に努めなければならない。

2 個人情報保護義務は、職員の退職等により、雇用関係が終了した場合においてもその効力を有するものとする。

3 事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報等を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておくものとする。

(職員の研修)

第22条 事業所は、職員の資質向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内に実施

(2) 継続研修 年6回以上実施

2 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第23条 事業所は、ご利用者に対する指定通所介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所介護計画及び介護予防通所サービス計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) ご利用者に関する市町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(身体拘束原則禁止)

第24条 事業所はサービスの提供にあたっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(2) ご利用者又はその家族に説明し、同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに長岡市へ通報し、長岡市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(暴力団等の排除)

第26条 事業所は、事業の運営について、「新潟県暴力団排除条例」及び「長岡市暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第27条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 24 年 3 月 22 日議決)
- 2 この規程施行により「栃尾デイサービスセンターいずみ苑運営規程」(規程第 4 1 号) 及び「栃尾デイサービスセンターいずみ苑運営規程(介護予防通所介護)」(規程第 4 2 号) は廃止する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 27 日議決)

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 29 年 5 月 25 日議決)

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(平成 30 年 3 月 29 日議決)

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 3 月 26 日議決)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年 3 月 22 日議決)

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。(令和 5 年 5 月 29 日議決)

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 22 日議決)

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。(令和 6 年 7 月 26 日議決)

附 則

この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。(令和 6 年 11 月 14 日議決)

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(令和 7 年 3 月 25 日議決)